

第7回京都市上下水道料金制度審議委員会議事録

日 時 平成24年11月6日（火） 午前10時～11時50分

場 所 キャンパスプラザ京都 2階 第2会議室（京都市下京区）

出席者（五十音順，敬称略）

1 委員

大橋 忒志栄（京都市民生児童委員連盟理事）

岡山 佳代子（上下水道サポーター）

奥原 恒興（京都商工会議所専務理事）

小林 由香（税理士）

◎ 藤井 秀樹（京都大学教授（大学院経済学研究科））

松明 淳（社団法人日本水道協会調査部長）

○ 水谷 文俊（神戸大学教授（大学院経営学研究科））

安田 桂子（京都市地域女性連合会常任委員）

◎ 委員長，○ 副委員長

2 京都市

公営企業管理者上下水道局長，次長，技術長，総務部長，総務部経営改革担当部長，
技術監理室長，水道部長，下水道部長

事務局（総務部総務課）

次 第

1 開 会

（1）委員長あいさつ

（2）会議の公開等について

2 審 議

意見書（案）について

3 今後の予定

4 閉 会

内 容

1 開 会

(1) 委員長あいさつ

委 員 長： 前回までの委員会で、審議の対象としていた8項目全てについて検討を行い、その審議内容に基づき、私と副委員長とで、お手元の意見書（案）を作成した。各委員には、事前にお配りしており、目を通していただいていると思う。今回は、この意見書（案）を基に審議を行い、委員会としての意見を取りまとめ、上下水道局に提出するものを作り上げていきたい。よろしくお願いします。

(2) 会議の公開等について

委 員 長： 本日の会議は公開とする。

委 員 長： 前回の議事録を資料2として付けており、内容を振り返る。

第6回委員会の審議では、検討項目のうち残っていた4つについて、大まかな方向性を出すことができたのではないかと考えている。

まず、「地下水利用専用水道」については、大きな問題が生じており、何らかの対策を講じることが必要である。しかし、料金制度の大幅な変更は避けるべきであり、基本料金・基本水量を通じた固定費の回収や、従量料金の通増度の工夫による水道利用の誘導などが考えられる。

次に「料金の支払方法」については、クレジット払など、利用者が選択することのできるメニューは多い方がよいが、新しい支払方法に関して追加的なコストがかかるのであれば、不公平が生じない形で負担される仕組みを作る必要がある。

そして、「加入金」に関しては、新旧の利用者間の負担の公平性を図る観点から導入されたもので、また、経営の安定化にも一定の役割を果たしている。この仕組み自体は維持する意義があるが、少子高齢化の中で将来的には増加が見込めないことから、資産維持費と併せて検討を行うべきである。

また、「資産維持費」は、上下水道事業の資産を実質的に維持していくために必要なものである。新たに算入する場合には、京都市の実情を十分に勘案して、市民の理解が十分に得られる水準にしていく必要がある。

以上のようなことであつたと思う。

2 審 議

意見書（案）について

委 員 長： 本日は、意見書（案）を基に、取りまとめに向けた議論を進めていきたい。

まず、事務局から説明をお願いします。

事 務 局： 資料の説明（資料3 京都市上下水道料金制度の在り方等についての意見書（案））

委 員 長： ただいま事務局から、意見書（案）に関しての説明があつた。

意見書（案）の全体的な構成や大きな枠組みについては本編で確認いただき、見直しの方向性などポイントとなる箇所は概要版を基に点検いただく、というこ

とで、審議を進めていきたい。また、本編 8 ページの「4 上下水道事業に関わる課題」には、審議の過程で言及した事業に関わる課題を記載している。更に追加すべきものなどがあれば、御提案をお願いしたい。

それでは、資料に関する質疑も含めて、御意見を願います。

委員： 2 点指摘したい。1 点目は、意見書（案）4 ページ、「カ 料金の支払方法」の、「支払方法によるコストの違いを利用者の負担に反映させてはどうかという意見がある」という記載についてである。確かに審議の中でこのような意見があったが、地方自治法第 227 条に「普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。」と規定されており、ここでいう特定の者のためにするものとは、身分証明書、印鑑証明書、公簿の閲覧など、1 私人の要求に基づき、主としてその者の利益のために行う事務のことをいい、普通地方公共団体自体の行政上の必要のためにする事務については手数料は徴収できないという行政実例がある。よって、クレジット収納手数料のような水道料金の徴収に係る手数料などは、行政上の必要な事務に関する手数料であり、水道料金とは別に徴収することはできない。課題として検討できないことを記載するのは適当ではないため、削除すべきではないかと思う。

2 点目は、意見書（案）の 1 ページで、3 段落目に、「有収水量等が減少する一方で利用者数は増加し、1 利用者当たりの使用水量が減少するなど、水需要の構造も変化している」とあるが、一般の方には因果関係が分かりづらい表現になっている。「利用者数が増加する一方で、1 利用者当たりの使用水量が減少し、有収水量も減少している」という表現が適当ではないかと思う。

京都市： 1 点目の御指摘については、クレジット払に比べて低コストである口座振替の利用者について割引をするという意見と、高コストとなるクレジット払を選択される利用者について割増の負担をお願いする、といった御意見があったが、委員の御指摘は、後者の手法について問題がある、ということかと思う。

委員： 先ほど申し上げた理由から、水道料金とは別に、クレジット収納手数料を上乗せして水道利用者へ負担させることはできないと解される。課題の記載に当たって、現行法令の解釈上実施が困難なものを含む表現は避けるべきである、という趣旨である。

なお、通常、口座振替は、払込みと比較して徴収経費が低く抑えられているため、口座振替割引制度により、当該経費の差額を還元することで、水道利用者間の費用負担の公平性を図ることについては、特段支障はないと考えられる。

委員長： 委員の 1 つ目の御指摘は、手数料負担の増加が強調された形になっており、素朴に読むとコスト増を手数料に反映させて公平性を図ることになってしまうのではないかという懸念だと思う。表現は工夫して、「徴収コストに多様性が生じる可能性があり、その多様性について不公平にならない形で仕組みを考える必要がある」といった形に修正していきたい。

また、2 つ目の御指摘については、再度、趣旨を御説明願いたい。

委員： 「利用者数が増加しているが、1 利用者あたりの使用水量が減少し、有収水量

も減少している」とした方が、因果関係がはっきりして、一般の方には分かりやすいのではないかと、という趣旨から指摘した。

委員長： 御指摘の方向で修正したい。

委員： 委員の御指摘にあった「利用者」の定義であるが、「1人」のことなのか「1戸（1契約戸数）」のことなのか整理をしたうえで、表現を統一していく必要があると思う。

委員長： 日本語の一般的な表現と、上下水道事業で用いる表現とが微妙に異なっている。上下水道事業においては、「利用者」と「1契約戸数」がイコールなのだと思うが、市民目線で分かりやすい表現となるよう、再度検討のうえ修正していく。

委員： 見直しの方向性については、8項目全てにおいて特に異議はないが、これまでの審議内容について、2点、質問及び要望したい。

1つ目は、逓増制に関する質問である。京都市の場合、銭湯や友禅の事業者に対して減免制度があると思うが、今回、料金体系を見直す場合、どのような影響が生じるのか確認したい。

2つ目は、地下水利用専用水道についての要望である。見直しの方向性について異議はないのだが、水道事業体だけでは対処できない問題だと思う。本日の資料にある前回の議事録を見ても、「地下水は公共財である」といった意見をはじめとして、様々な意見が出されたと思う。今後のためにも、この問題について様々な観点から議論がされたということを、例えば意見書の「現状と課題」の箇所などに記載し、残してもらいたい。

事務局： 1つ目について、公衆浴場業の料金は条例に、染色整理業の料金は条例施行規程に減免を規定している。これらの料金についても、料金制度の見直しに伴って、一般の料金体系と整合性をとる形で見直されることになると思う。

京都市： 御指摘は、公衆浴場業の料金、染色整理業に対する減免制度の今後の取扱いに関するものである。改めて御意見をお願いしたい。

委員： 公衆浴場業、染色整理業に対する減免制度は、是非とも継続するべきである。街中にある銭湯は、京都らしい施設であり残していくべきものと考えますが、経営的には厳しい状況にあり、友禅関係についても、全盛期の3パーセント程度の生産量とも言われている。こういった厳しい経営環境にある事業を、市政全般の対応として配慮していく必要がある。

委員長： 当委員会は、8項目について審議することを決定し、これまで審議を行ってきた。公衆浴場業、染色整理業に対する減免制度は重要な問題と考えるが、8項目に比べて深く議論をしていないこと、上下水道料金だけの問題ではなく、地場産業の保護・育成という京都市政全般の問題でもあることも勘案すると、意見書の中では、「4 上下水道事業に関わる課題」のところで記載し、方向性は、将来的に別の審議会等の場で議論するのが適切かと思う。

委員： 特に異議はない。

委員長： 委員が提案された記載は、意見書の「4 上下水道事業に関わる課題」が適切であると思う。したがって、項目の表題については、「上下水道事業等に関する

課題」として「等」を追加するなど、間口の広い書き方でまとめていきたい。

なお、修正して意見書を最終確定する前に、再度、委員の皆様にご確認をお願いするので、何か意見があれば、その際にも御指摘いただきたい。

事務局： 地下水利用専用水道については、議事録でも様々な議論があったことが確認いただける。また、意見書（案）においては、7ページで見直しの方向性ととともに、負担金制度や個別需給給水契約制度の検討が、次に採るべき方策として記載されており、今後の課題と認識している。

委員： 意見書（案）の記載内容だけでは、どういう議論がされたかという点において、不十分ではないかという印象である。短いセンテンスでよいので、審議経過を記載していただきたいと思う。

委員長： 地下水利用専用水道については、現行制度における企業努力は尊重しつつ、水道事業体として、年間かなりの額の固定費を回収できていないという現状を放置できないため、当委員会で審議項目に採り上げたものである。こういった背景や趣旨について、もう少し丁寧に記載していきたい。

また、意見書（案）3～4ページの課題欄への加筆も含めて検討していく。

なお、概要版は、意見書（案）の核となる部分である。この内容についても御意見があればお願いしたい。加入金と資産維持費の項目は、専門的で一般の方には分かりづらいので、もう少し言葉を足していきたいと考えている。

委員： 文言で気なる点を4点指摘したい。

1点目は、意見書（案）3ページの5行目で、「資産維持費を算入して、より十分な資金を得ることが適当とされている」とあるが、判断主体が不明確になっている。「一般的には適当とされている」と修正してはどうか。

2点目は、意見書（案）8ページ「カ」の説明文4行目である。「そのコストは、利用者の間に不公平が生じないように、何らかの形で、適正に負担されることが必要である」は、本日の冒頭の議論を踏まえて、「そのコストは、利用者の間に不公平が生じないような仕組みにすることが必要である。」に修正してはどうか。

3点目は、意見書（案）8ページ「キ」の説明文3行目である。「水道事業経営の安定に寄与している」は、例えば「水道事業経営の安定に寄与しているが、減少傾向が懸念される」として、課題にまで触れてはどうか。

4点目は、意見書（案）8頁「ク」の説明文3行目である。「資産維持費は必要なものである」は、例えば「資産維持費は必要なものであるが、現状、算入していないことが課題である」として、課題にまで触れてはどうか。

委員長： 1点目については、教科書的にも資産維持費の算入が適当とされており、日本水道協会も同じ立場にある。当委員会としても同様の判断に至ったことを受けての御提案であり、これらを踏まえて、御指摘に沿った記載に改めていく。

2点目は、委員からも御指摘のあった箇所であり、御指摘に沿った形で修正していく。

3点目、4点目についても、御指摘に沿った記載に改めていく。

この他に意見はないか。

- 委員：特に意見はない。
- 委員：この意見書（案）に基づいた、具体的な料金制度の見直し案の検討はどのような形でなされるのか。
- 京都市：当委員会から今後提出される意見書を大いに参考とし、我々として十分に検討して、具体的な考え方を整理した上で、見直し案を示していきたい。
- 委員：一般市民の立場からは、老朽管の対策や安全・安心な水道水が重要だと思っており、基本料金が上がることはやむを得ないのではないかと感じている。
- 委員長：京都市には、当委員会の意見に盛り込まれた諸提案をしっかりと受け止めて頑張ってもらいたい。
- 委員：しっかりした内容の意見書であると思う。
- 委員長：これで各委員の御意見が出揃ったので、本日頂いた意見について、意見書（案）の加筆・修正に関わる点を中心に本日の議論をまとめていく。
- 意見書（案）４ページ、「カ 料金の支払方法」の考え方については、徴収コストを上乗せするのではなく、徴収コストの引下げに貢献している口座振替の利用者に一定の還元をするという考えから、意見書への記載内容としては、「徴収コストに多様性が生じる可能性がある。その多様性について不公平にならない形で仕組みを考える必要がある」といった内容で修正していく。
- 意見書（案）１ページの３段落目、「有収水量等が減少する一方で利用者数は増加し、１利用者当たりの使用水量が減少するなど、水需要の構造も変化している」は、一般の方に因果関係が分かりづらい表現になっており、「利用者数が増加する一方で、一利用者当たりの使用水量が減少し、結果として有収水量も減少している」という趣旨の表現に修正していく。また、「利用者」の定義も整理する。
- 公衆浴場業、染色整理業に対する減免制度の在り方については、今後、別の場で審議していく必要があるため、意見書の「４ 上下水道事業に関わる課題」のところで将来の課題として加筆・修正することとし、表題も「上下水道事業等に関わる課題」とするなど、間口の広い書き方でまとめていく。
- 地下水利用専用水道については、当委員会で審議項目として採り上げた趣旨を加筆していく。
- 委員から御指摘のあった４点については、趣旨に沿った形で修正していく。
- まとめると、以上のような内容であり、本日の審議で、当委員会としての意見の取りまとめを行うことができたのではないかと思います。

３ 今後の予定

- 委員長：今後の予定について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局：今後については、委員会として意見書を決定いただき、公営企業管理者への御提出をお願いしたいと考えている。
- 委員長：それでは、本日の審議の内容を反映させて、私と副委員長で意見書の本編と概要版を修正し、皆様に御確認をいただいて、委員会として、意見書の決定を行っていきたいと思う。これらの具体的な進め方については、委員長への一任をお願いします。

いしたい。

また、これらの作業が順調に進めば、当初は１２月を予定していた意見書提出の予定を早め、１１月中には、委員会を代表して、私から公営企業管理者に提出する。

以上で、当審議委員会の審議は全て終了した。

閉会に当たり、御挨拶を申し上げたい。昨年１１月７日の第１回審議委員会から奇しくもちょうど１年、委員会としての意見を取りまとめることができ、後は意見書という形を完成させるだけとなった。委員の皆様には厚く御礼を申し上げます。しかし、意見書の提出で終わりではなく、「おわりに」の記載にあるように、京都市におかれては、しっかりと受け止めて、引き続き、より良い料金制度の実現に向けて邁進していただきたいと思う。上下水道料金制度に、最終完成というものなく、時代とともに制度も変わっていくものである。そのことを十分念頭において、京都市民のために事業を進めていただきたい。

それでは、本日の委員会はこれで終了する。

４ 閉 会